

人事行政の運営等の状況について

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

（単位：人）

| | |
|------|-------|
| 区分 | H28 |
| 職員数 | 69(3) |
| 条例定数 | 72 |

（注 1）職員数に特別職、臨時職員などは含みません。

（注 2）（ ）内は短時間再任用職員であり、外書きしています。

(2) 採用及び退職の状況（平成 28 年度）

| 採用者数 | | | 退職者数 | | | |
|------|-------|----|---------|------|-------|----|
| 新規採用 | 新規再任用 | 合計 | 自己都合等退職 | 定年退職 | 再任用満了 | 合計 |
| 5 | 1 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |

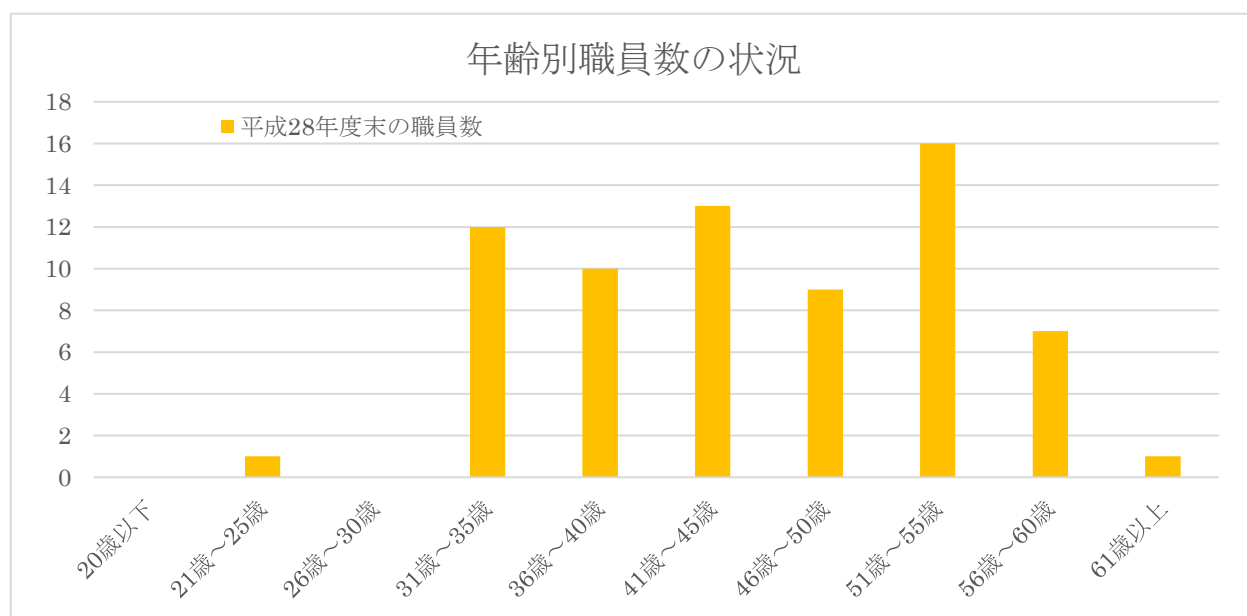
（注）短時間再任用職員を除いています。

(3) 年齢別職員構成（平成 29 年 3 月 31 日現在）

（単位：人）

| 区分 | 20 歳以下 | 21 歳～25 歳 | 26 歳～30 歳 | 31 歳～35 歳 | 36 歳～40 歳 | 41 歳～45 歳 | 46 歳～50 歳 | 51 歳～55 歳 | 56 歳～60 歳 | 61 歳以上 | 計 |
|-----|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|----|
| 職員数 | 0 | 1 | 0 | 12 | 10 | 13 | 9 | 16 | 7 | 1 | 69 |

（注）短時間再任用職員を除いています。



(4) 級別職員数の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数（人） | 構成比（%） |
|-----|----------|--------|--------|
| 7 級 | 局長 | 1 | 1.5 |
| 6 級 | 課長、主幹 | 7 | 10.1 |
| 5 級 | 課長補佐、副主幹 | 13 | 18.8 |
| 4 級 | 係長、上席主任 | 17 | 24.6 |
| 3 級 | 主任 | 26 | 37.7 |
| 2 級 | 主査 | 4 | 5.8 |
| 1 級 | 主事 | 1 | 1.5 |
| 計 | | 69 | 100 |

（注 1） 岩手中部水道企業団職員の給与に関する規程に基づく給料表の級区分による職員数です。

（注 2） 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

（注 3） 短時間再任用職員を除いています。

2 人事評価の状況

地方公務員法の改正により、平成 28 年度から人事評価制度が導入されました。

当企業団では「岩手中部水道企業団職員人事評価実施要領」を制定し、職員の職務遂行における勤務成績の評価を統一的にを行い、これを職員の能力開発や人材育成に資するとともにその能力を活用することで、組織力の向上につなげています。

また、公正な評価の確保のために評価者、被評価者を対象とした定期的な研修を実施し、適正な評価に向けて取り組んでいます。

3 給与の状況

(1) 職員給与費の状況

平成 28 年度決算

（単位：千円）

| 総費用 A | 純損益又は 実質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める職員 給与費比率（%） B/A |
|-----------|---------------|------------|------------------------------|
| 5,388,516 | 490,396 | 409,790 | 7.6 |

（注 1） 職員給与費は、一般職の基本給、手当（ただし児童手当を除く）、法定福利費（共済組合負担金等）を含めた額です。

（注 1） 収益的支出に計上されている職員 56 人及び短時間再任用職員 3 人の給与により算出しています。

(2) 職員の平均年齢及び平均給料月額（平成 29 年 3 月 31 日現在）

| 平均年齢 | 平均給料月額（円） | 備考 |
|-------|-----------|----------|
| 45.87 | 324,785 | 職員数 72 人 |

(3) 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

| | |
|---------------------|----------------------------|
| 1人あたり平均支給年額 (千円) | 1,499 |
| 支給割合 | 期末手当 2.60月分 |
| | 勤勉手当 1.70月分 |
| 加算措置の状況 | 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 有り |

イ 退職手当(平成29年3月31日現在)

| 区 分 | 自己都合(月分) | 早期・定年(月分) |
|-------------------|----------|-----------|
| 勤続20年 | 20.445 | 25.55625 |
| 勤続25年 | 29.145 | 34.5825 |
| 勤続35年 | 41.325 | 49.59 |
| 最高限度額 | 49.59 | 49.59 |
| 定年前早期退職者 特例加算額 | — | 2~45%加算 |
| 退職時特別昇給 | — | — |
| 1人あたり平均支給額 | 支給実績なし | 支給実績なし |

(注) 一人あたり平均支給額は、平成28年度末に退職した職員への支給額です。

ウ 地域手当

支給実績はありませんでした。

エ 特殊勤務手当(平成29年3月31日現在)

| 区 分 | | 金額など |
|-----------------------------|--|------------------|
| 支給実績(平成28年度決算:千円) | | 459 |
| 支給職員1人あたり平均支給年額(平成28年度決算:円) | | 41,746 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度決算) | | 15.3% |
| 手当の種類(手当数) | | 1種類 |
| 手当の名称 | 支給対象職員 | 左記職員に対する 支給単価 |
| 浄水場勤務手当 | 浄水場に勤務する職員で、電気計装、機械器具の運転操作及び水質検査、薬品の取扱いに従事する職員 | 月額3,500円 |

オ 時間外勤務手当

| | |
|---------------------------|----------|
| 支給実績(平成28年度決算) | 22,438千円 |
| 支給職員1人あたり平均支給年額(平成28年度決算) | 351千円 |

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成 29 年 3 月 31 日現在）

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 支給実績 (28 年度決算) | 支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 28 年度決算) |
|----------------|--|-------------------|---------------------------------------|
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある職員 29,100 円～62,800 円の範囲で支給 | 千円 3,948 | 円 493,500 |
| 扶養手当 | ①配偶者 13,000 円 ②配偶者以外 1 人につき 6,500 円 ③16～22 歳の子 5,000 円加算 | 10,315 | 229,211 |
| 地域手当 | 当該地域における民間の賃金水準を基礎 に物価等を考慮して 3%～20%の範囲内 で支給 | 0 | 0 |
| 住居手当 | ・貸家・貸間 月額 12,000 円を超える家賃を支払ってい る職員に、負担している家賃の額に応 じ、最高 27,000 円まで支給 | 3,294 | 274,500 |
| 通勤手当 | ①交通機関（電車・バスなど）利用者実 費支給限度額 50,000 円 ②交通用具（自動車・オートバイなど）利 用者距離に応じ 2,300 円～25,000 円 | 9,223 | 128,099 |
| 単身赴任手当 | 公署を異にする異動又は在勤する公署の 移転に伴い、単身赴任することとなった 職員に支給 | 0 | 0 |
| 寒冷地手当 | 世帯主 1 万 200 円（扶養親族のある職 員は 1 万 7,800 円）、その他の職員で 7,360 円を超えない範囲内で支給 | 4,994 | 72,378 |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として午後 10 時～午前 5 時までの間に勤務した場合支給 時間単価の 2.5 割増×時間数 | 0 | 0 |
| 管理職員 特別勤務手当 | 管理職手当を支給する職員で、週休日ま たは平日の午前 0 時から午前 5 時までの うち、4 時間以上勤務した場合に役職区 分に応じ支給 | 0 | 0 |

キ 特別職の報酬の状況

| 区 分 | | 報 酬 |
|---------|-----|-------------|
| 企業長 | | 年額 53,000 円 |
| 副企業長 | | 年額 44,000 円 |
| 議会議員 | 議長 | 年額 37,000 円 |
| | 副議長 | 年額 34,000 円 |
| | 議員 | 年額 32,000 円 |
| 監査委員 | | 日額 7,000 円 |
| その他の特別職 | | 日額 6,900 円 |

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（平成 29 年 3 月 31 日現在）

| 1 週間の 勤務時間 | 勤 務 時 間 の 割 振 り | | |
|---------------|-----------------|-------------|-----------|
| | 始 業 | 終 業 | 休憩時間 |
| 38 時間 45 分 | 午前 8 時 30 分 | 午後 5 時 15 分 | 正午から 1 時間 |

(2) 休暇・休業制度

ア 有給休暇

| 休暇の種類 | 制度の概要 | 日数等 |
|-------|---|-------------------------------|
| 年次休暇 | 1 年につき最高 20 日付与される休暇（20 日を限度として翌年に繰り越すことが可能） | 1 暦年につき 20 日 |
| 病欠休暇 | 職員が任命権者（企業長）の承認を得て負傷又は疾病のため療養する場合に、医師等の証明に基づき、必要最小限の期間について付与される休暇 | 3 月または 6 月 （結核性疾患の場合は 1 年） |
| 特別休暇 | 職員が任命権者（企業長）の承認を得て選挙権の行使、結婚、交通機関の事故その他の特別な事由により付与される休暇 | 必要と認める期間 |

イ 無給休暇・休業

| 種 類 | 制度の概要 | 日数等 |
|------|---|----------------------------------|
| 介護休暇 | 職員が任命権者（企業長）の承認を得て負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子等の介護をするために付与される休暇 | 6 月以内 （1 時間当たり給与額の減額） |
| 育児休業 | 職員が任命権者（企業長）の承認を得て子の養育のために付与される休暇 | 子が満 3 歳になる日の前日（期間中無給） |
| 部分休業 | 職員が任命権者（企業長）の承認を得て子の養育のために時間単位で付与される休暇 | 子が小学校に就学する日の前日（1 日 2 時間以内、時間分減額） |

5 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分(平成 28 年度)

分限処分は、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反して行われる処分であり、公務能率の維持を目的として行われます。

処分には、降任、免職、休職の 3 種類があります。

岩手中部水道企業団では、平成 28 年度の処分はありませんでした。

(2) 懲戒処分(平成 28 年度)

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分であり、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われます。

処分には、戒告、減給、停職、免職の 4 種類があります。

平成 28 年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

| 処 分 事 由 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 合計 |
|--------------------------|----|----|----|----|----|
| 法律に違反した場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |

6 サービスの状況

(1) 年次有給休暇の取得状況(平成 28 年度)

| |
|-------------|
| 一人当たり平均取得日数 |
| 12.6 日 |

(2) 病気休暇及び介護休暇の状況

| 区 分 | | 規 程 | のべ人数 | |
|------------------|---------------------|-------------|-------------|---|
| 病 気 休 暇 | 公務上または通勤による負傷若しくは疾病 | 第 28 条第 1 号 | 0 | |
| | 結核性疾患 | 第 28 条第 2 号 | 0 | |
| | 上記以外の負傷若しくは疾病 | 3 月以内 | 第 28 条第 4 号 | 7 |
| | | 6 月以内 | 第 28 条第 3 号 | 1 |
| 介護休暇 | | 第 30 条 | 0 | |

(注 1) 規程：岩手中部水道企業団職員就業規程

(注 2) 当該年度において同一のものが複数回にわたって病気休暇を取得した場合は、その数を重複して計上しています。

(3) 育児休業・部分休業の取得状況(平成 28 年度)

育児休業・部分休業の取得者はありませんでした。

(4) 職務専念義務免除の状況(平成 28 年度)

| 区 分 | 申請件数 | 許可件数 |
|----------|------|------|
| 職務専念義務免除 | 3 | 3 |

(5) 営利企業等の従事許可の状況(平成 28 年度)

| 区 分 | 申請件数 | 許可件数 |
|------------|------|------|
| 営利企業等の従事許可 | 1 | 1 |

7 退職管理の状況

退職職員の再就職状況

(単位：人)

| 過去 2 年の 退職者 | 他の官公庁の 職員等 | その他の団体 (民間企業等) | 自営業 | 再就職して いない | その他 | 不明 |
|----------------|---------------|-------------------|-----|--------------|-----|----|
| 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |

8 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

岩手中部水道企業団では、日本水道協会の研修事業に参加するほか、岩手県市町村職員研修協議会や岩手県市町村会が実施する研修に参加しました。

また、岩手中部水道企業団職員の給与に関する規程に基づき、職員の勤務状況等をもとに昇給、昇任を行いました。

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

岩手県市町村職員共済組合及び岩手県市町村職員健康福利機構に加入し、職員の短期給付(医療関係等)、長期給付(年金関係)、保健(検診関係)事業等の福利厚生事業の実施を行っています。

[厚生制度の状況]

| 内 容 | 対象者(人) | 受診者(人) | 受診率(%) |
|-----------|--------|--------|--------|
| 生活習慣病予防健診 | 87 | 87 | 100% |

(注) 地方公務員法第 42 条の規定に基づく職員の厚生制度の状況です。

(2) 公務災害補償制度

地方公務員災害補償法に基づき、職員の公務上の災害による負傷、疾病等に対し、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

岩手中部水道企業団では、平成 28 年度の公務災害補償はありませんでした。

(3) 労働安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、産業医、衛生管理者、安全管理者及び安全衛生推進者を選任し、職場における安全と健康の確保に努めています。